



\* 1 9 F 1 1 2 0 5 \*

2025年度 1月実施  
ファイナンシャル・プランニング技能検定

# 1級 学科試験

## <応用編>

実施日◆2026年1月25日(日)

試験時間◆13:30~16:00(150分)

### ★ 注意 ★

- 受検する科目の問題用紙と解答用紙が正しく配付されているかどうかを確認し、誤った用紙が配付されている場合は挙手してください。「問題用紙左上部の科目の略称」と「解答用紙左上部の科目の略称」の一一致を確認してください。
- 本試験の出題形式は、記述式等5題(15問)です。
- 筆記用具、計算機(プログラム電卓等を除く)の持込みが認められています。
- 試験問題については、特に指示のない限り、2025年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。
- 試験時間中は、乱丁・落丁、印刷不鮮明に関する質問以外はお受けできません。
- 不正行為があったときは、すべての解答が無効になります。
- 解答用紙の注意事項を必ずお読みください。
- その他、試験監督者の指示に従ってください。

#### 《退出時の注意事項》

- ▶ 試験開始後60分経過した時点で退出できます。退出をする場合には、試験監督者に解答用紙を必ず手渡してください。問題用紙はお持ち帰りください。
- ▶ 試験終了時間10分前からは退出できません。試験終了後、試験監督者が解答用紙を回収しますので、着席したままお待ちください。

○この試験の模範解答は、本日午後5時30分以降、当会のホームページに掲載します。[模範解答](https://www2.kinzai.or.jp/answer/)

(<https://www2.kinzai.or.jp/answer/>)

※当会トップページからのリンクは混雑のためつながりにくくなります。

上記のURLに直接アクセスしてください。

○3月6日(金)10時以降(予定)、受検申請時にご利用いただいたマイページで合否および一部合格番号の確認ができます。合否に関する書類の発送はございません。

マイページログイン URL([https://ijuken.com/fp\\_exam/user/kinzai/public/login/](https://ijuken.com/fp_exam/user/kinzai/public/login/))



----- 解答にあたっての注意 -----

1. 試験問題については、特に指示のない限り、2025年10月1日現在施行の法令等に基づいて解答してください。なお、東日本大震災の被災者等に対する各種特例等については考慮しないものとします。
2. 応用編の問題は、【第1問】から【第5問】まであります。
3. 各問の問題番号は、「基礎編」(50問)からの通し番号になっています。
4. 解答にあたっては、各設例および各間に記載された条件・指示に従うものとし、それ以外については考慮しないものとします。
5. 解答は、解答用紙に記入してください。その際、漢字は楷書で、数字は算用数字で明瞭に記入してください。

【第1問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問51》～《問53》）に答えなさい。

-----《設 例》-----

X株式会社（以下、「X社」という）に勤務するAさん（64歳）は、2026年6月8日にX社を定年退職する予定である。Aさんは、これまで退職後に再就職するかどうかを決めてこなかったが、いよいよ退職日が近づいてきたため、65歳以降の雇用保険の給付や公的医療保険の取扱い、公的年金の受給額などについて確認したうえで、今後の計画を立てたいと考えている。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。Aさんおよび妻Bさん（61歳）に関する資料は、以下のとおりである。

〈Aさんおよび妻Bさんに関する資料〉

(1) Aさん（本人）

- ・1961年6月8日生まれ
- ・公的年金の加入歴

1981年6月から1984年3月までの大学生であった期間（34月）は国民年金に任意加入していない。

1984年4月から現在に至るまで厚生年金保険の被保険者である（厚生年金基金の加入期間はない）。

- ・全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である。
- ・雇用保険の一般被保険者である。

(2) Bさん（妻）

- ・1964年5月21日生まれ
- ・公的年金の加入歴

1984年5月から1987年3月までの大学生であった期間（35月）は国民年金に任意加入していない。

1987年4月から1992年3月まで厚生年金保険の被保険者である（厚生年金基金の加入期間はない）。

1992年4月から2004年3月まで国民年金の第3号被保険者である。

2004年4月から現在に至るまで厚生年金保険の被保険者である（厚生年金基金の加入期間はない）。

- ・全国健康保険協会管掌健康保険の被保険者である。
- ・雇用保険の一般被保険者である。

※妻Bさんは、Aさんと同居し、現在および将来においても、Aさんと生計維持関係にあるものとする。

※Aさんおよび妻Bさんは、現在および将来においても、公的年金制度における障害等級に該当する障害の状態にないものとする。

※上記以外の条件は考慮せず、各間に従うこと。

《問51》 Mさんは、Aさんに対して、雇用保険の高年齢求職者給付金および高年齢被保険者について説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～⑤に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

〈高年齢求職者給付金〉

I 「Aさんが65歳でX社を定年退職した後、再就職を希望する場合に、高年齢求職者給付金の支給を受けるためには、離職の日の翌日から（①）年を経過する日までに、公共職業安定所に出頭し、求職の申込みをしたうえ、失業していることについての認定を受ける必要があります。なお、高年齢求職者給付金は、求職の申込みを行った日から、失業の状態にあった日が通算して（②）日間経過してからでなければ支給されません。これを待期といいます。

高年齢求職者給付金は、一時金で支給され、その額は、原則として、算定基礎期間が1年以上ある場合は、基本手当額に□□□日を乗じて得た額となり、算定基礎期間が1年未満である場合は、基本手当額に（③）日を乗じて得た額となります。

高年齢求職者給付金には、その受給に関して、年齢の上限や受給回数の制限がありません。そのため、Aさんが定年退職後に再就職した会社を退職した場合であっても、その後再就職を希望するときは、所定の要件を満たせば、再び高年齢求職者給付金の支給を受けることができます」

〈高年齢被保険者〉

II 「Aさんが65歳でX社を定年退職した後、雇用保険の適用事業所に再就職し、1週間の所定労働時間が□□□時間以上、かつ、（④）日以上の雇用見込み等の要件を満たす場合は、雇用保険の高年齢被保険者となります。ただし、労働時間の要件を満たさない場合であっても、複数の雇用保険の適用事業所に勤務し、そのうち2つの事業所（1つの事業所における1週間の所定労働時間が（⑤）時間以上□□□時間未満）の労働時間を合計して1週間の所定労働時間が□□□時間以上であって、2つの事業所のそれぞれの雇用見込みが（④）日以上であるときは、公共職業安定所長に申し出て、申出を行った日から特例的に雇用保険の高年齢被保険者（マルチ高年齢被保険者）となることができます」

《問52》 Mさんは、Aさんに対して、65歳でX社を定年退職した場合の公的医療保険の取扱いについて説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～⑥に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。

「Aさんが65歳でX社を定年退職した後、再就職しない場合、Aさんは、全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者となること、妻Bさんの加入する健康保険の被扶養者となること、国民健康保険の被保険者となることのいずれかを選択することになります。

Aさんが全国健康保険協会管掌健康保険の任意継続被保険者となるためには、原則として、退職日の翌日から（①）日以内に、Aさんの住所地を管轄する全国健康保険協会の都道府県支部に資格取得の申出を行う必要があります。任意継続被保険者として加入を継続することができる期間は、最長2年間であり、保険料は全額が自己負担となります。任意継続被保険者は、原則として、（②）と出産手当金を除き、在職中に被保険者が受けられる保険給付と同様の給付を受けることができます。ただし、（②）と出産手当金についても、退職日までに継続して（③）年以上の被保険者期間があり、退職日にその支給を受けている場合は、被保険者として受けることができるはずであった期間について、継続してその支給を受けることができます。

Aさんが妻Bさんの加入する健康保険の被扶養者となるためには、主として妻Bさんにより生計を維持されていることが必要です。被保険者と同一世帯に属している者が被扶養者として認定される年間収入の要件は、原則として、その者が60歳以上である場合、（④）万円未満であって、かつ、被保険者の年間収入の（⑤）未満であることとされています。

Aさんが国民健康保険の被保険者となる場合は、原則として、退職日の翌日から（⑥）日以内に、Aさんの住所地の市町村（特別区を含む）で手続をする必要があります。保険料は、各市町村（特別区を含む）の条例により、均等割、平等割、所得割、資産割の一部または全部の組合せによって決定されます」

《問53》 Aさんが、65歳でX社を定年退職した後、再就職しない場合、Aさんが受給することができる公的年金の老齢給付について、次の①～③に答えなさい。〔計算過程〕を示し、〈答〉は円単位とすること。また、年金額の端数処理は、円未満を四捨五入すること。

なお、計算にあたっては、《設例》の〈Aさんおよび妻Bさんに関する資料〉および下記の〈条件〉に基づき、年金額は、2025年度価額に基づいて計算するものとする。また、Aさんおよび妻Bさんは、老齢基礎年金および老齢厚生年金について繰上げ支給の請求をしないものとする。

- ① Aさんが65歳から受給することができる老齢基礎年金の年金額はいくらか。
- ② Aさんが65歳から受給することができる老齢厚生年金の年金額(本来水準による価額)はいくらか。
- ③ Aさんが67歳0ヶ月で老齢厚生年金の繰下げ支給の申出をした場合に受給することができる老齢厚生年金の年金額(本来水準による価額)はいくらか。

〈条件〉

- (1) 厚生年金保険の被保険者期間
  - ・総報酬制導入前の被保険者期間 : 228月
  - ・総報酬制導入後の被保険者期間 : 278月
- (2) 平均標準報酬月額および平均標準報酬額  
(65歳到達時点、2025年度再評価率による額)
  - ・総報酬制導入前の平均標準報酬月額 : 32万円
  - ・総報酬制導入後の平均標準報酬額 : 50万円
- (3) 報酬比例部分の給付乗率
  - ・総報酬制導入前の乗率 : 1,000分の7.125
  - ・総報酬制導入後の乗率 : 1,000分の5.481
- (4) 経過的加算額

$$1,734\text{円} \times \text{被保険者期間の月数} - \square\square\square\text{円} \times \frac{\text{厚生年金保険の被保険者期間の月数}}{480}$$

※「□□□」は、問題の性質上、伏せてある。

- (5) 加給年金額  
41万5,900円（要件を満たしている場合のみ加算すること）

【第2問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問54》～《問56》）に答えなさい。

-----《設 例》-----

Aさん（30歳）は、上場株式への投資を始めるため、投資指標や株価のチャート分析について理解したいと考えている。具体的には、X社の株式に興味を持っており、NISAを利用して購入することを検討している。また、特定口座で購入し、保有している公募株式投資信託（Y投資信託）については、解約を検討している。

そこで、Aさんは、ファイナンシャル・プランナーのMさんに相談することにした。

〈X社の財務データ等〉

(単位：百万円)

		2025年3月期
資 産 の 部 合 計		148,000
負 債 の 部 合 計		75,000
純 資 産 の 部 合 計		73,000
内 訳	株 主 資 本 合 計	70,500
	その他の包括利益累計額合計	1,500
	非 支 配 株 主 持 分	1,000
売 上 高		144,800
売 上 総 利 益		20,100
営 業 利 益		9,300
営 業 外 収 益		200
内 訳	受 取 利 息	10
	受 取 配 当 金	135
	そ の 他	55
営 業 外 費 用		240
内 訳	支 払 利 息	200
	そ の 他	40
経 常 利 益		9,260
親会社株主に帰属する当期純利益		6,300
配 当 金 総 額		5,040
発 行 済 株 式 総 数		45百万株

※上記以外の条件は考慮せず、各間に従うこと。

《問54》 《設例》の〈X社の財務データ等〉に基づいて、Mさんが、Aさんに対して説明した以下の文章の空欄①～⑤に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、計算結果は表示単位の小数点以下第3位を四捨五入し、小数点以下第2位までを解答すること。

〈ROE、サステイナブル成長率〉

I 「X社のROEは（①）%です。ROEは、株主が出資した資金で企業がどれだけの利益を上げたのかを示す指標であり、一般に、この数値が高いほど資本効率性が高いと判断されます。また、サステイナブル成長率は、内部留保のみを事業に再投資すると仮定した場合に期待される成長率であり、X社のサステイナブル成長率は（②）%です」

〈配当に係る指標〉

II 「株式に投資する際は、配当に係る指標や企業の配当方針についても確認しておくとよいでしょう。配当に係る指標には、配当性向や（③）があり、いずれも株主への利益還元の度合いを測る指標ですが、配当性向が企業の利益に対する配当の割合を示すのに対し、（③）は企業の株主資本に対する配当の割合を示します。企業が配当性向を基準として配当を行う場合、その水準が変わらなかったとしても、業績によって配当額が変動することになりますが、（③）を基準として配当を行う場合は、配当額が比較的安定しやすいことから、株主への安定的な利益還元を目的として、配当方針において（③）を基準に採用する企業が増えています」

〈財務の安全性を測る指標〉

III 「X社の負債比率は（④）%です。一般に、負債比率が低いほど財務の安全性が高いとされ、負債比率が100%以下であれば、財務状態は良好であると判断されます。

また、X社のインタレスト・カバレッジ・レシオは（⑤）倍です。この数値が高いほど金利負担の支払能力が高く、財務に余裕があることを示しますが、同業他社と比較することをお勧めします。また、単年の数値だけでなく、過去のトレンドを把握することで、財務体質が悪化していないかどうかを確認することが大切です」

《問55》 Mさんは、Aさんに対して、株価のチャート分析およびNISAについて説明した。Mさんが説明した以下の文章の空欄①～⑦に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

#### 〈チャート分析〉

I 「株価のチャート分析は、株価の将来の値動きを、過去の値動きから予測するための分析方法であり、( ① ) 足や移動平均線を用いた方法などがあります。

( ① ) 足は、一定の取引期間中の株価の値動き（始値、高値、安値、終値）を( ① ) の形で表したもので、始値よりも終値のほうが高いものを( ② ) 、始値よりも終値のほうが低いものを□□□と呼びます。また、始値と終値で囲まれた長方形から高値、安値に向かって上下に伸びた線はヒゲと呼ばれ、その長方形とヒゲに基づく( ① ) 足の形状、( ② ) と□□□の別などから、買いと売りの圧力の強さ等を把握し、売買のタイミングの見極めに役立てることができます。

移動平均線は、一定期間の株価を平均し、その推移を折れ線グラフにより表示したもので、値動きが平滑化されることで、その方向性がわかりやすくなる特徴があります。短期の移動平均線は、直近の値動きが反映されやすく、その方向性の初動を探る場面で有用であり、長期の移動平均線は、長期的なトレンドを把握する際に有用です。なお、短期の移動平均線が長期の移動平均線を下から上に抜けて交差することを( ③ ) と呼び、一般に、買いのサインの1つとされています。

( ④ ) は、移動平均線を中心に上下に引かれた帯状の線（バンド）を指し、その幅が変動したり、特徴的な形状を示したりすると株価のトレンドの変化や継続が示唆されます。なお、( ④ ) は、移動平均線に標準偏差( $\sigma$ )を加減して作成され、株価が一定のレンジに収まる確率を示しており、例えば、株価が『移動平均線±( ⑤ )  $\sigma$ 』の範囲内に収まる確率は、正規分布を前提として、約95.4%とされています」

#### 〈株式投資におけるNISAの利用〉

II 「NISA口座は、つみたて投資枠と成長投資枠の2つから構成されています。つみたて投資枠で投資することができる金額は年間□□□万円まで、成長投資枠で投資することができる金額は年間( ⑥ ) 万円までとされていますが、上場株式が対象となるのは成長投資枠のみです。また、それぞれの年間投資枠のほかに□□□万円（うち成長投資枠は( ⑦ ) 万円）の非課税保有限度額が設定されており、これを超過するような投資は行うことができません」

《問56》 Mさんは、Aさんに対して、Aさんが特定口座（源泉徴収選択口座）で購入し、保有しているY投資信託（200万口）を解約した場合の課税について説明した。下記の〈条件〉に基づき、次回の分配金が出る前に、Y投資信託をすべて解約した場合、次の①および②に答えなさい。〔計算過程〕を示し、〈答〉は円未満を切り捨てて円単位とすること。なお、譲渡所得以外の所得や所得控除等は考慮しないものとする。

- ① 譲渡所得の金額はいくらか。
- ② 譲渡所得の金額に係る所得税および復興特別所得税、住民税の合計額はいくらか。

〈条件〉

- ・分配金受取コースを選択
- ・購入時の基準価額 : 13,000円
- ・購入時手数料 : 購入時の基準価額の2.2%（税込）
- ・買付口数 : 200万口
- ・解約時の基準価額 : 14,800円

※上記の基準価額および手数料は、1万口当たりの金額である。

※購入時から解約時までに受け取った収益分配金（税引前）は、普通分配金400円（1万口当たり）、元本払戻金（特別分配金）300円（1万口当たり）である。

※解約時、基準価額からその0.5%が信託財産留保額として差し引かれる。

※上記以外の条件は考慮しないものとする。

【第3問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問57》～《問59》）に答えなさい。

-----《設 例》-----

Aさん（60歳）は、2025年8月に37年5ヶ月勤めた会社を定年退職し、昔からの夢であった飲食店を2025年10月1日に開業した。開業前は不安もあったが、ランチタイムの客入りが好調で、上々の滑り出しとなった。

Aさんは、母Cさんの病気の治療に係る入院・通院に伴って支払った医療費等について、医療費控除の適用を受けたいと考えている。また、幼少期を過ごしたX市に対して行ったふるさと納税に係る控除を受けたいと考えている。

Aさんの家族、2025年分の収入等、医療費等およびふるさと納税に関する資料は、以下のとおりである。

〈Aさんとその家族に関する資料〉

Aさん（60歳）：白色申告者

妻Bさん（55歳）：専業主婦。2025年中の収入はない。

母Cさん（84歳）：2025年中に老齢基礎年金80万円を受け取っている。

〈Aさんの2025年分の収入等に関する資料〉

I. 事業所得に関する事項

① 売上高、仕入高等

項目	金額
売上高	630万円
仕入高	210万円
年末の商品棚卸高	30万円
必要経費※	100万円

※上記の必要経費は適正に計上されている。なお、当該必要経費には、売上原価および下記②は含まれていない。

② 取得した減価償却資産（上記①の必要経費には含まれていない）

業務用 冷蔵庫 1台	10月1日に事業用として120万円で取得し、取得後直ちに事業の用に供している。なお、Aさんは、減価償却資産の減価償却方法について、税務上の届出はしていない。 (耐用年数6年、償却率(定率法 0.333 / 定額法 0.167))
パソコン 1台	10月1日に事業用として18万円で取得し、取得後直ちに事業の用に供している。なお、Aさんは、当該資産の取得価額について、所得税における一括償却資産の必要経費算入の規定に基づき、所定の金額を必要経費に算入するものとする。 (耐用年数4年、償却率(定率法 0.5 / 定額法 0.25))

## II. 給与所得に関する事項

給与等の収入金額 : 860万円

## III. 退職所得に関する事項

退職手当等の収入金額 : 2,500万円

勤続期間 : 37年5ヶ月

※Aさんは支払者に「退職所得の受給に関する申告書」を提出している。

## IV. 年金収入に関する事項

・確定拠出年金の個人型年金の老齢給付金の年金額 : 70万円

※2025年中に支払った掛金の額は14万円である。

・変額個人年金保険の年金額 : 40万円（必要経費50万円）

※契約者（=保険料負担者）はAさんである。

〈Aさんが2025年中に支払った医療費等に関する資料〉

1. 入院用の寝巻きや洗面具などの購入費 : 1万円

2. 入院に伴って病院に支払った費用 : 28万円

※母Cさんの希望により個室を使用したために支払った差額ベッド料6万円と入院時に病院から給付された食事に係る食事代1万2,000円を含んだ金額である。

※入院治療費について、医療保険から入院給付金8万円が支払われている。

※高額療養費は支給されていない。

3. 通院に伴って病院に支払った診察料 : 3万円

4. 通院に伴って支払った自家用車の駐車料金 : 4,000円

〈ふるさと納税に関する資料〉

Aさんは、2025年中に、自治体のX市に8万円のふるさと納税を行っており、返礼品としてX市内の商店で利用することができる2万円相当の商品券を受け取っている。

※妻Bさんおよび母Cさんは、Aさんと同居し、生計を一にしている。

※Aさんとその家族は、いずれも障害者および特別障害者には該当しない。

※Aさんとその家族の年齢は、いずれも2025年12月31日現在のものである。

※上記以外の条件は考慮せず、各問に従うこと。

《問57》 ふるさと納税制度（以下、「本制度」という）に関する以下の文章の空欄①～④に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。

「本制度は、自治体に対して寄附（ふるさと納税）をした場合に、寄附金額のうち（①）円を超える部分の金額について、一定額を上限として、所得税では所得控除（寄附金控除）により、個人住民税では税額控除により、その全額に相当する税額（所得税額および個人住民税額の合計額）の控除を受けることができる制度です。なお、ふるさと納税をした場合に、所得控除（寄附金控除）の控除額の計算において対象となる寄附金額は、ふるさと納税以外の方法で行った寄附について所得控除（寄附金控除）の適用を受ける場合と同様に、所得税における総所得金額等の（②）%相当額が限度とされています。

本制度の適用を受けるためには、原則として、確定申告をする必要がありますが、確定申告が不要である給与所得者等については、ふるさと納税（③）特例制度を利用することにより、確定申告をしなくとも控除を受けることができます。ただし、同制度を利用できるのは、その年にふるさと納税をした自治体の数が（④）団体以内の場合に限られます。また、確定申告が不要である給与所得者等であっても、雑損控除や医療費控除等の適用を受けるために確定申告をする場合には、同制度を利用することはできません。なお、ふるさと納税（③）特例制度を利用すると、原則として、確定申告をした場合と同額の税額が控除されますが、所得税の控除ではなく、所得税控除分相当額を含めて翌年度分の個人住民税額から控除されることになります」

《問58》 《設例》の〈Aさんの2025年分の収入等に関する資料〉に基づいて、Aさんの2025年分の所得税における次の①～③をそれぞれ求めなさい。〔計算過程〕を示し、〈答〉は円単位とすること。なお、③の計算にあたっては、下記の〈資料〉を用いるものとする。

- ① 退職所得の金額
- ② 事業所得の金額
- ③ 雑所得の金額

〈資料〉 65歳未満の年金受給者に係る公的年金等控除額の速算表

公的年金等に係る雑所得以外の 所得に係る合計所得金額が 1,000 万円超 2,000 万円以下	
公的年金等の収入金額 (A)	公的年金等控除額
万円超 　 万円以下 ～ 130	500,000 円
130 ～ 410	$A \times 25\% + 175,000$ 円
410 ～ 770	$A \times 15\% + 585,000$ 円
770 ～ 1,000	$A \times 5\% + 1,355,000$ 円
1,000 ～	1,855,000 円

《問59》 前問《問58》を踏まえ、Aさんの2025年分の所得税および復興特別所得税の申告納税額を計算した下記の表の空欄①～⑤に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。空欄⑤については100円未満を切り捨てること。

なお、総所得金額の計算上、Aさんが所得金額調整控除の適用対象者に該当している場合は、所得金額調整控除額を控除するものとし、Aさんは、医療費控除の適用を受けるものとする。また、計算にあたっては、次頁の〈資料〉を用いるものとし、記載のない事項については考慮しないものとする。

下記の表において、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

(単位：円)

(a) 総所得金額	( ① )
医療費控除	( ② )
社会保険料控除	□□□
小規模企業共済等掛金控除	□□□
生命保険料控除	□□□
寄附金控除	□□□
扶養控除	( ③ )
基礎控除	□□□
(b) 所得控除の額の合計額	2,839,900
(c) 課税総所得金額 ((a) - (b))	□□□
(d) (c) に対する所得税額	( ④ )
(e) 税額控除	0
(f) 差引所得税額（基準所得税額）((d) - (e))	□□□
(g) 復興特別所得税額 ((f) × □□□%)	□□□
(h) 所得税及び復興特別所得税の額 ((f) + (g))	□□□
(i) 所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額	851,690
(j) 所得税及び復興特別所得税の申告納税額 ((h) - (i)) ※100円未満切捨て	( ⑤ )

(資料) 紙与所得控除額 (一部抜粋)

給与等の収入金額	給与所得控除額
万円超 360 ~ 660	収入金額×20%+44万円
660 ~ 850	収入金額×10%+110万円
850 ~	195万円

(資料) 所得税の速算表

課税総所得金額	税率	控除額
万円超 ~ 195	5 %	—
195 ~ 330	10%	97,500円
330 ~ 695	20%	427,500円
695 ~ 900	23%	636,000円
900 ~ 1,800	33%	1,536,000円
1,800 ~ 4,000	40%	2,796,000円
4,000 ~	45%	4,796,000円

【第4問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問60》～《問62》）に答えなさい。

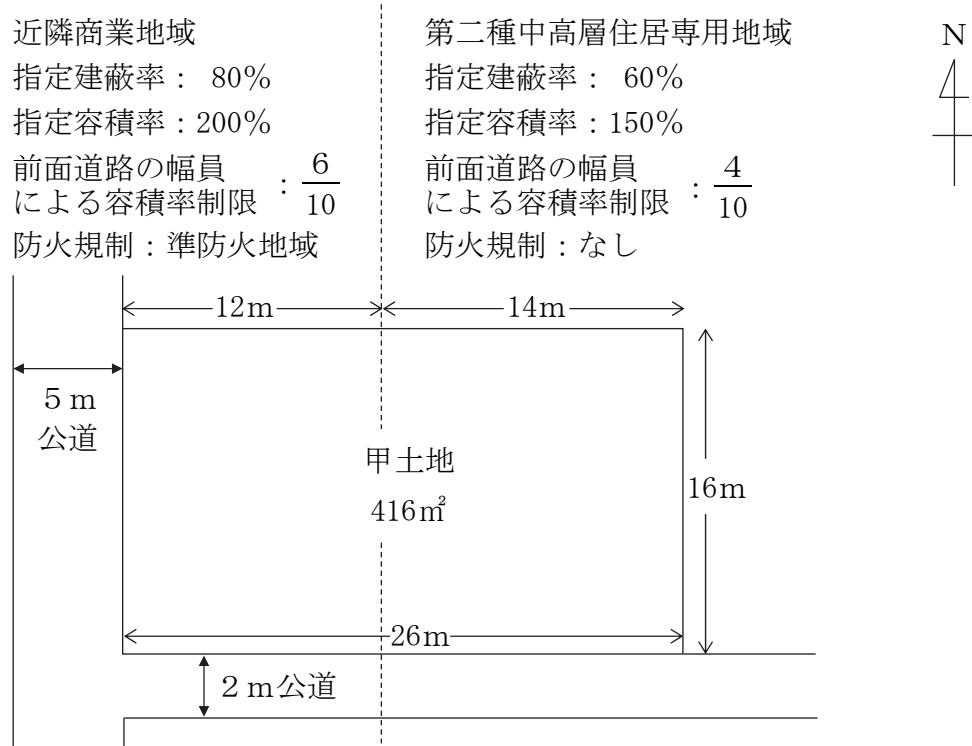
《設 例》

Aさん（63歳）は、早逝した父の相続により取得した甲土地上に、35年前に自宅を建築し、これまで妻Bさん（62歳）と2人で暮らしてきた。12年前には、妻Bさんに自宅の建物および甲土地の持分のそれぞれ4分の1を贈与し、妻Bさんは、その贈与について贈与税の配偶者控除の適用を受けている。

Aさん夫妻は、傷んできた家屋を取り壊して、自宅を建て替えるか、近隣の再開発により地価が高騰した甲土地を売却して新築マンションを購入するか検討している。

甲土地の概要は、以下のとおりである。

〈甲土地の概要〉



(注)

- ・甲土地は416m<sup>2</sup>の長方形の土地であり、近隣商業地域に属する部分は192m<sup>2</sup>、第二種中高層住居専用地域に属する部分は224m<sup>2</sup>である。
- ・幅員2mの公道は、建築基準法第42条第2項により特定行政庁の指定を受けた道路である。2m公道の道路中心線は、当該道路の中心部分にある。また、2m公道の甲土地の反対側は宅地であり、がけ地や川等ではない。
- ・甲土地は、建蔽率の緩和について特定行政庁が指定する角地ではない。
- ・指定建蔽率および指定容積率とは、それぞれ都市計画において定められた数値である。
- ・特定行政庁が都道府県都市計画審議会の議を経て指定する区域ではない。

※上記以外の条件は考慮せず、各間に従うこと。

《問60》 建築基準法、建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律（建築物省エネ法）の規定および「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除」に関する以下の文章の空欄①～⑥に入る最も適切な語句または数値を、解答用紙に記入しなさい。

〈建築基準法および建築物省エネ法の規定〉

I 「建築物を新築する場合、建築主は、原則として、その建築物を建築物エネルギー消費性能基準（省エネ基準）に適合させなければならず、また、その建築物について建築基準法に基づく建築確認を受ける必要があるときは、その工事の着手前に、所管行政庁や登録建築物エネルギー消費性能判定機関に建築物エネルギー消費性能確保計画を提出して建築物エネルギー消費性能適合性判定（省エネ適判）を受けるとともに、建築確認・完了検査において省エネ基準に係る審査・検査を受ける必要があります。ただし、居室を有しないことまたは高い開放性を有することにより空気調和設備を設ける必要がないものとして自動車車庫・自転車駐車場等の用途に供する建築物や、原則として、建築物の建築に係る部分の床面積の合計が（①）m<sup>2</sup>以下の建築物等は、省エネ基準の適合義務の対象外とされています。また、都市計画区域・準都市計画区域内の平屋かつ延べ面積が（②）m<sup>2</sup>以下の建築物で、建築士が設計・工事監理を行ったものについては、省エネ適判に係る手続が不要とされ、建築確認・完了検査における省エネ基準に係る審査・検査も省略されます。

なお、わが国のエネルギー基本計画において、2030年度以降に新築される住宅は（③）基準の水準の省エネルギー性能の確保を目指すとされており、今後、省エネ基準の水準の引上げが予定されています。（③）とは、『外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現したうえで、再生可能エネルギー等を導入することにより、年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることを目指した住宅』をいい、その水準を満たす一定の住宅を新築等する場合には、住宅金融支援機構のフラット35における借入金利の引下げや、所得税の住宅借入金等特別控除における控除額の計算上の借入限度額の上乗せなどの優遇措置があります」

〈居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除（以下、「本特例」という）〉

II 「Aさん夫妻が、自宅の家屋を取り壊してその敷地である甲土地を譲渡し、本特例の適用を受けるためには、甲土地の譲渡に関する契約が家屋を取り壊した日から（④）年以内に締結され、かつ、家屋を居住の用に供さなくなった日以後（⑤）年を経過する日の属する年の12月31日までにその譲渡が行われる必要があります。

なお、本特例と『居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例』は重複して適用を受けることができますが、その場合、取り壊した家屋およびその土地は、家屋を取り壊した日の属する年の1月1日において所有期間が（⑥）年を超えるものである必要があります」

《問61》 Aさんと妻Bさんが、自宅の家屋を取り壊して、以下の〈条件〉でその敷地である甲土地を共同して第三者に譲渡し、「居住用財産を譲渡した場合の3,000万円の特別控除」および「居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例」の適用を受けた場合、次の①および②に答えなさい。〔計算過程〕を示し、〈答〉は100円未満を切り捨てて円単位とすること。なお、甲土地について、Aさんは4分の3、妻Bさんは4分の1の共有持分を有している。また、譲渡所得以外の所得や所得控除等は考慮しないものとする。

- ① Aさんの課税長期譲渡所得金額はいくらか。
- ② Aさんの課税長期譲渡所得金額に係る所得税および復興特別所得税、住民税の合計額はいくらか。

〈条件〉

〈譲渡資産（甲土地）に関する資料〉

- ・譲渡代金（譲渡価額）：1億4,000万円
- ・所有期間：60年
- ・取得費：不明
- ・譲渡費用：660万円（家屋の取壊し費用、仲介手数料等）

※譲渡代金と譲渡費用は、Aさんと妻Bさんがそれぞれの持分（4分の3および4分の1）に応じて受け取り、または支払っている。

《問62》 甲土地上の近隣商業地域に属する部分および第二種中高層住居専用地域に属する部分にまたがって準耐火建築物を建築する場合、次の①および②に答えなさい（計算過程の記載は不要）。〈答〉はm<sup>2</sup>表示とすること。なお、記載のない事項については考慮しないものとする。

- ① 建蔽率の上限となる建築面積はいくらか。
- ② 容積率の上限となる延べ面積はいくらか。

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）

【第5問】 次の設例に基づいて、下記の各問（《問63》～《問65》）に答えなさい。

-----《設 例》-----

非上場会社のX株式会社（以下、「X社」という）の代表取締役社長であるAさん（70歳）の推定相続人は、妻Bさん（68歳）および長男Cさん（44歳）の2人である。

最近、健康面で不安を感じることが多くなったAさんは、X社の専務取締役である長男Cさんに早期に事業を承継したいと考えている。なお、X社は、人件費の高騰や同業他社との受注競争によって、ここ数年赤字が続いている。

X社の概要は、以下のとおりである。

〈X社の概要〉

- (1) 業種 電気工事業
- (2) 資本金等の額 1,500万円（発行済株式総数30,000株、すべて普通株式で1株につき1個の議決権を有している）
- (3) 株主構成

株主	Aさんとの関係	所有株式数
Aさん	本人	25,000株
Bさん	妻	3,500株
Cさん	長男	1,500株

- (4) 株式の譲渡制限 あり
- (5) X社株式の評価（相続税評価額）に関する資料
  - ・X社の財産評価基本通達上の規模区分は「中会社の中」である。
  - ・X社は「比準要素数1の会社」に該当している。
  - ・比準要素の状況

比準要素	X社	類似業種
1株（50円）当たりの年配当金額	0円	9.3円
1株（50円）当たりの年利益金額	0円	50円
1株（50円）当たりの簿価純資産額	400円	575円

※すべて1株当たりの資本金等の額を50円とした場合の金額である。

- ・類似業種の1株（50円）当たりの株価の状況

課税時期の属する月の平均株価	500円
課税時期の属する月の前月の平均株価	510円
課税時期の属する月の前々月の平均株価	520円
課税時期の前年の平均株価	490円
課税時期の属する月以前2年間の平均株価	470円
課税時期の属する月以前3年間の平均株価	450円

(6) X社の資産・負債の状況

直前期のX社の資産・負債の相続税評価額と帳簿価額は、次のとおりである。

科 目	相続税評価額	帳簿価額	科 目	相続税評価額	帳簿価額
流動資産	14,000万円	14,000万円	流動負債	15,000万円	15,000万円
固定資産	36,000万円	32,000万円	固定負債	19,000万円	19,000万円
合 計	50,000万円	46,000万円	合 計	34,000万円	34,000万円

※上記以外の条件は考慮せず、各間に従うこと。

《問63》 取引相場のない株式の相続税評価における特定の評価会社に関する以下の文章の空欄①～⑤に入る最も適切な数値を、解答用紙に記入しなさい。なお、問題の性質上、明らかにできない部分は「□□□」で示してある。

「特定の評価会社には、『比準要素数1の会社』『株式等保有特定会社』『土地保有特定会社』のほか、『開業後（①）年未満の会社等』などがあります。

『比準要素数1の会社』は、評価会社の株式の類似業種比準価額の計算の基となる『1株当たりの配当金額』『1株当たりの利益金額』『1株当たりの純資産価額（帳簿価額）』のそれぞれの金額のうち、いずれか2要素がゼロであり、かつ、直前々期末を基準にしてそれぞれの金額を計算した場合に、それぞれの金額のうち、いずれか2要素以上がゼロである会社をいいます。

『株式等保有特定会社』は、課税時期において評価会社の総資産価額（相続税評価額）に占める株式等の価額の合計額（相続税評価額）の割合が（②）%以上である会社をいいます。

『土地保有特定会社』は、課税時期において評価会社の総資産価額（相続税評価額）に占める土地等の価額の合計額（相続税評価額）の割合（土地保有割合）が評価会社の規模に応じて定められた一定割合以上である会社をいいます。土地保有特定会社に該当する土地保有割合は、評価会社が大会社である場合は□□□%以上とされ、評価会社が中会社である場合は（③）%以上とされています。

評価会社が『比準要素数1の会社』に該当した場合、その株式の価額は、純資産価額方式または□□□により評価します。ただし、その株式が同族株主以外の株主等が取得した株式に該当するときは、原則として、配当還元方式により評価します。

同族株主以外の株主等が取得した株式とは、同族株主のいる会社の株式のうち、同族株主以外の株主の取得した株式や、同族株主のいない会社の株主のうち、課税時期において株主の1人およびその同族関係者の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の（④）%未満である場合におけるその株主の取得した株式などをいいます。

また、同族株主とは、課税時期における評価会社の株主のうち、株主の1人およびその同族関係者の有する議決権の合計数がその会社の議決権総数の（⑤）%以上（その評価会社の株主のうち、株主の1人およびその同族関係者の有する議決権の合計数が最も多いグループの有する議決権の合計数が、その会社の議決権総数の□□□%超である会社にあっては、□□□%超）である場合におけるその株主およびその同族関係者をいいます」

《問64》 長男Cさんが、現時点（2026年1月25日）においてAさんの所有するX社株式を贈与により取得する場合、《設例》の〈X社の概要〉に基づき、①X社株式の1株当たりの類似業種比準価額および②X社株式の1株当たりの純資産価額（相続税評価額）をそれぞれ求めなさい。〔計算過程〕を示し、〈答〉は円単位とすること。

なお、端数処理については、①の計算上、各要素別比準割合および比準割合は小数点第2位未満を切り捨て、1株当たりの資本金等の額50円当たりの類似業種比準価額は10銭未満を切り捨て、X社株式の1株当たりの類似業種比準価額は円未満を切り捨てるのこととし、②の計算上、X社株式の1株当たりの純資産価額（相続税評価額）は円未満を切り捨てる。

また、X社株式の類似業種比準価額および純資産価額（相続税評価額）の算定にあたり、複数の方法がある場合は、最も低い価額となる方法を選択するものとする。

《問65》 《設例》の〈X社の概要〉および前問《問64》を踏まえ、長男Cさんが、現時点（2026年1月25日）においてAさんの所有するX社株式を贈与により取得する場合、X社株式の1株当たりの相続税評価額を求めなさい（計算過程の記載は不要）。〈答〉は円未満を切り捨てて円単位とすること。

なお、X社株式の相続税評価額の算定にあたり、複数の方法がある場合は、最も低い価額となる方法を選択するものとする。

\* 下書き欄（解答は解答用紙に）